

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件
原告 平和子
被告 国

準備書面 16

2019(平成31)年1月10日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告代理人

弁護士 佐藤 博文
弁護士 橋本 祐樹
外

第1 本書面の目的

本書面では、南スーダンからの施設部隊撤退後に明らかになった各種資料等から第10次隊が派遣されていた2016年7月のジュバクライシスの実態を明らかにするとともに、南スーダンでの「戦闘」は日本政府も認識していたこと、南スーダンの最新情勢などについて論じ、南スーダンは内戦状態が継続しておりPKO参加5原則を満たしていなかったこと及びそのことを日本政府が認識していたことを明らかにする。

第2 ジュバ・クライシスは戦場そのものであったこと

1 武器携行命令の発令

2016年7月、南スーダンの日報で「戦闘」があったと記載されていた時期、派遣部隊の部隊長は、隊員に対して、宿营地内で実弾を装填して武器を携行するよう命令していた(2018年4月23日、朝日新聞朝刊)。

南スーダンPKOでの武器携行命令は2014年1月にも出されており、2016年の7月は2例目であった。

2013年8月～2016年7月に陸上幕僚長を務めた岩田清文氏は、2014年1月の武器携行命令については、「散発的な小競り合いが続いていたが、5原則が崩れているとは考えていなかった」としながら、陸上幕僚長退任後の2016年7月のジュバの治安悪化については「全く予想していなかった。日報が後日開示され、状況を知った。昨年3月に政府が撤収を決め

たのは、5原則との整合性も考慮したのだと思う」と述べている（2018年5月26日、朝日新聞朝刊）。

2 日本隊宿営地及び隊員への被害

(1) 陸上自衛隊研究本部が2017年4月13日に作成した「南スーダン派遣施設隊第10次要員に係る教訓要報」によると、第10次隊が活動していた2016年7月に起きたジュバでの大規模な武力衝突について、「戦車、迫撃砲の射撃を含む衝突になり、日本隊宿営地内にも小銃弾の流れ弾等が落下」などの記述がなされている（2018年4月22日、北海道新聞朝刊）。そしてこの着弾を「活動に影響を及ぼした」と位置付けており、その後は「各地で散発的な衝突や治安状況の悪化が続いた」とされている。

(2) 第10次施設隊が帰国後にまとめた「南スーダン派遣施設隊等（第10次要員）成果報告」によると、2016年7月10日～11日にかけて、政府軍と反政府勢力の武力衝突により自衛隊宿営地が危険にさらされていたことが明らかになった（2018年9月2日、朝日新聞朝刊）。

日本の宿営地を挟んで銃砲撃が繰り返され、「戦車、迫撃砲の射撃を含む激しい衝突が生起し、日本隊宿営地内にも小銃弾の流れ弾等が飛来」した。約350人の隊員の大半は2回にわたって耐弾化された退避コンテナに避難した。事態が収束した数日後、被害調査したところ、「小銃、機関銃等の25発の弾頭、施設に弾痕等9カ所の被害を確認」し、監視塔の階段の手すりに小銃弾が貫通した跡があったほか、「直射弾による側壁等への被害」も3カ所見つけた。近くにいたルワンダ部隊の敷地には迫撃砲弾3発が着弾し、うち1発は大隊長の執務室に命中するなどし5人の負傷者が出ている。

部隊の医官らが隊員のカウンセリングを実施すると、「睡眠への不安」や「入眠障害・中途覚醒の症状」「音への恐怖心」が見られ、「帰国後の回復が順調に行われなければ、メンタル不調者（抑うつ傾向から自殺）の発生も予想される」との記載もされている。

第10次隊の隊長を務めた中力修1佐は、2016年7月8日夜、「ドアを開けると頭上を（銃弾が）飛んでいた」ことを認めている。同人は、現地入り以降不測の事態を想定した退避訓練を実施していたとして「ふだんもっと過酷な訓練をしているのでサプライズではなかった」、「調子が悪くなった隊員はいたが、帰国したり作業に支障をきたしたりした隊員はいなかった」などとも話している。

3 派遣隊員が経験した「戦闘」の実態

(1) これまでの部隊の報告や政府の説明とは異なり、実際に第10次隊要

員として派遣された隊員は、銃撃戦の接近により「全滅を覚悟」した（2018年4月23日、北海道新聞朝刊）。

2016年7月8日夜に政府軍と反政府勢力の戦闘は攻撃ヘリコプターや戦車を用いるものになっており、警備レベルは一気に上がった。宿营地外での活動は中止になり、隊員はみな居住用建物に待機した。

7月10日には宿营地近くのビルで激しい銃撃戦が始まった。「全隊員、武器を携行せよ」との体調からの命令で、隊員は防弾チョッキとヘルメットを身に着け、実弾を込めた小銃を携行した。隊員らは銃声が響くと床に伏せ、手で頭を覆い、隊員の中には「死ぬかもしれない」と思った者もいた。宿营地内の退避用コンテナに身を寄せた際も、「ドーン」という音とともに砲弾が付近に落ちると、衝撃で体が注意に浮いた。

隊員は「政府軍や反政府勢力が宿营地内に入ってくれば（巻き込まれて）部隊は全滅する」と覚悟したという。

- (2) 同じく第10次隊で派遣された別の隊員は、「SPLA（政府軍）によるIDP（国内避難民）狩りの情報がある。流入すれば（自衛隊の）施設隊がSPLAと対峙する状況となる」と、政府軍が避難民を襲撃する際に日本隊にも攻撃が及ぶことを恐れたという（2018年9月3日、朝日新聞朝刊）。ルワンダ隊の敷地では政府軍兵士3人が侵入し銃撃戦が起きていたからである。

「隊長はIDPの流入を懸念した。IDPが流入しそうになったら、押し返そうという認識で決着した」というが、隊員たちは動揺し、退避コンテナはすし詰め状態で、別棟のトイレに行くにも命がけであったという。

第10次隊の中力修隊長は、約350人の隊員に屋内退避を命じた際に、「何かあったら隊員の家族にどうやって謝ればいいんだろう」と考えたという。

4 小括

ジュバ・クライシスが起きた当時の日本隊宿营地及び派遣隊員の実態からは、当時の南スーダンは、PKO参加5原則のうち①紛争当事者間の停戦の合意など崩れ去り、派遣隊員の命に危険が迫っているまさに戦場そのものであったことは明らかである。

第3 戦闘について日本政府が認識していたこと

1 日本政府がPKO派遣当時に認識していた南スーダンの内戦

政府は2012年に自衛隊を南スーダンにPKOに派遣したが、2013年12月に首都ジュバでクーデター未遂があり、以降、内戦になっていた（2

018年5月21日、朝日新聞朝刊)。

レベッカ・ゲンさん(30歳)は、2013年12月に、武装した男たちに自宅を焼かれ、夫を射殺された。4人の幼子連れて5日間かけて、自宅から約80キロ離れた国内避難民キャンプに逃れた。南スーダンでは、人口の約3分の1にあたる約430万人が難民・国内避難民になっている。国内避難民キャンプで暮らす女性は、日銭を稼ぐために、キャンプの外で薪を拾い集める。45度近い最高気温の中、往復で約5時間の道のりを歩くため、政府軍と反政府勢力の戦闘に巻き込まれたり、レイプされたりする女性もいるという。

2 日本政府が第5次隊派遣当時に認識していた南スーダンの内戦

南スーダンで陸上自衛隊が活動をし始めて2年近くが過ぎた2013年12月、第5次隊は、首都ジュバで政府軍と前副大統領が率いる反政府勢力との内戦に遭遇した(2018年1月9日、朝日新聞朝刊)。

宿営地のそばでも銃撃戦が起きた2014年1月、隊長だった井川賢一氏は、約400人の全隊員に小銃と弾薬を携行させ、「正当防衛や緊急避難に該当する場合には、命を守るために撃て」と命じた。宿営地に隣接する国連施設には、約1万人の避難民がなだれ込む事態になっていた。井川氏は、「政府軍からすれば避難民は敵。虐殺が始まる可能性もあった。隊員を死なせるわけにいかない。最低限の自衛だけはさせる必要があると考えた」と語った。

内戦勃発の翌年である2014年夏から、陸上自衛隊中央即応集団司令官として南スーダン部隊の指揮を執った川又弘道氏は「首都ジュバで銃砲弾が飛び交ったり地方に飛び火して国連などが動き出しても、派遣当初の5原則は維持されていると言えるのだろうか」「計画時と環境が根本的に異なっている」「ジュバの外で活動できないのなら、撤収の時期を探るべき」と考え、ことあるごとに防衛省内の派遣担当者にもちかけたが理解は示しても呼応する者は少なかった。

3 反故にされる停戦合意と繰り返される内戦

2013年12月に内戦が始まって以来、少なくとも5度の停戦合意が結ばれたが、長続きしなかった(2018年2月10日、毎日新聞朝刊)。

政府軍と反政府勢力は2015年8月に和平協定に署名し、2016年4月には暫定政権が発足したが、同年7月に首都ジュバで戦闘が再燃した(2017年12月24日、毎日新聞朝刊)。

4 安保法制成立直後に日本政府が認識していた戦闘の可能性の増大

安全保障関連法が成立した直後の2015年9月に開かれた防衛大臣直轄の会議用資料に、安保法に基づくPKOの新任務により「戦闘を伴う任務遂行」の可能性が高まると記載されていた(2018年5月13日、北海道

新聞朝刊、2018年5月12日、しんぶん赤旗)。

政府は新任務で自衛隊員の武器使用の権限を拡大しても「リスクは下がる」(安倍首相)と説明し、2016年11月に、新任務である「駆け付け警護」を派遣部隊に付与した。しかし、安保法成立後に開かれた防衛大臣直轄の「部隊長会同」の会議資料として用いられた「陸幕施策等説明」(2015年9月28日付、陸上幕僚監部教育訓練部作成)には、「他国と連携した戦闘を伴う任務遂行、現場指揮官による説明責任遂行の可能性増大」との指摘がある。

5 小括

以上の通り、日本政府は、遅くとも2013年12月には南スーダンにおいて内戦が勃発し、幾度も停戦合意が反故にされ内戦が繰り返されていたことは認識していた。そのような南スーダンにおいて、「駆け付け警護」をすれば、他国と連携した戦闘に派遣隊員を巻き込むことになることも認識していた。

このように、①紛争当事者間の停戦の合意が守られていないのであるから、日本政府は、直ちに、PKO参加5原則の④いずれかの条件が満たされない場合であるとして撤収しなければならなかったのである。

第4 破綻する停戦合意と戦闘の継続

1 2017年の停戦合意

2017年12月21日に、政府軍と反政府勢力が停戦に合意した(2017年12月23日、朝日新聞朝刊)。南スーダン政府のルエス情報相は「戦闘はなくなるだろう」と語った。

しかし、かかる停戦合意が発効した12月24日に北部のコークで、政府軍と反政府勢力との間で戦闘が起きた(2017年12月25日、朝日新聞夕刊)。

2 南スーダンでの安全な活動は不可能であること

南スーダンでは、2017年の1年間に援助関係者28人が殺害された(2018年1月19日、北海道新聞朝刊)。2013年12月に内戦が始まって以降、最多である。国連は「南スーダンでの援助活動が困難になっている」と懸念を示した。

3 停戦合意の反故

2018年2月の段階でも、政府軍と反政府勢力は互いに相手の「停戦違反」を非難するばかりで、戦闘収束の兆しは見えなかった(2018年2月10日、毎日新聞朝刊)。

2017年12月の停戦合意成立直後から衝突が発生し、政府軍が反政府

勢力の拠点に対する攻撃を続けるなど双方の停戦違反が繰り返されている。

4 国連の報告

国連の南スーダン人権委員会が公表した南スーダン内戦に関する報告書には、2016年に和平協定が事実上破綻して以降の住民に対する虐殺や拷問、レイプ、焼き討ちなどについて記述され、軍幹部ら40人以上が戦争犯罪や人道に対する罪を犯したことを示す「十分な証拠がある」と指摘している（2018年2月27日、毎日新聞朝刊）。

同委員会は、主に2016年～2017年に起きた政府軍と反政府勢力の暴力について、5万8000件の資料や230人の証言を基に報告書をまとめた。その中には、政府軍が2017年7月、反政府勢力の拠点がある北東部パガックに進行した際の残虐行為として、政府軍兵士17人が17歳の少女をレイプし、娘を庇おうとした母親は目をえぐられ、父親は首を切られて殺されたとの記載がある。

被害者の証言からは、反政府勢力に政府軍兵士が殺害されたことに対する報復の矛先が、反政府勢力と出身民族が同じだという理由で、住民に向けられ多くの人々が虐殺されたことがわかる。

5 国連安保理の決議

国連安全保障理事会は、2018年3月15日、南スーダンで活動するPKOの任期を2019年3月15日まで1年延長する決議を採択した（2018年3月17日、朝日新聞朝刊）。同決議では、政府と反政府勢力が2017年12月に結んだ停戦合意を遵守させるため、武器禁輸をちらつかせる内容も含まれている。また、停戦合意後も衝突が続いていると非難し、人道危機に深刻な懸念を表明している（2018年6月28日、北海道新聞朝刊）。

6 2018年の停戦合意

2018年6月27日にも、2013年12月から続く内戦を巡り、キール大統領と反政府勢力トップのマシャール前第1副大統領が会談し、72時間以内に停戦するという和平に合意した（2018年6月28日、北海道新聞朝刊）。

両氏は、2016年7月に戦闘が再燃して以降初めて会談したが和平協議は難航した。国連安全保障理事会は6月30日までに戦闘を停止しない場合は高官らに制裁を科すと警告していた。

和平合意を受けて、キール大統領は「南スーダン国民が望んでいた日が来た」と話した（2018年6月28日、朝日新聞夕刊）。

7 武器禁輸制裁決議

国連安全保障理事会は同年7月13日に、内戦が続く南スーダンに対する武器禁輸を含む制裁を決議した（2018年7月15日、北海道新聞朝刊）。

5月末に、戦闘が6月末までに停止されなければ武器禁輸に踏み切ると決議していたが、その後も治安が改善されなかったためである。

8 協議の難航

同年7月20日段階で、南スーダン政府のマクエイ情報相は、「どのグループも、まだ署名していない」と反政府勢力との連立政権発足に向けた協議が難航していると認めた（2018年7月22日、朝日新聞朝刊）。

9 暫定政権の合意

同年7月25日、政府側と反政府勢力トップのマシヤル元副大統領が暫定的な連立政権の発足に向けて合意した（2018年7月26日、朝日新聞夕刊）。だが、別の反政府勢力は合意に応じなかった。

10 小括

以上の通り、施設部隊が撤退したあとも、停戦合意がなされては破綻し、内戦に陥るということが繰り返されている。

このように、南スーダンでは、形式的に停戦合意があったとしても、一定の期間を経過すれば双方が反故にして内戦状態が復活していたのであるから、①紛争当事者間の停戦の合意が守られていなかったことは明らかである。

第5 日報隠蔽問題からわかる防衛省・自衛隊の隠蔽体質

1 防衛大臣らの辞任

2017年7月、日報隠蔽問題の責任を取り、稲田朋美防衛大臣、防衛省事務方トップの黒江哲郎事務次官、陸上自衛隊トップの岡部俊哉陸上幕僚長が辞任した（2017年7月27日、北海道新聞夕刊、同日、朝日新聞朝刊、2017年7月28日、北海道新聞朝刊、同日、朝日新聞朝刊）。

2 防衛省・自衛隊による日報の組織的な隠蔽

(1) 日報隠蔽問題に関する特別防衛監察の結果は、稲田大臣の関与については「何らかの発言があった可能性は否定できない」など曖昧な指摘にとどまり、全容解明にはほど遠い内容であったが、防衛省・自衛隊が当初から日報の意図的かつ組織的な隠蔽を図った経緯も示している（2017年7月29日、北海道新聞朝刊、同日、朝日新聞朝刊、同日、読売新聞朝刊、同日、しんぶん赤旗）。

(2) 日報の組織的な隠蔽については、日報の最初の開示請求に対して、派遣部隊の上級部隊である陸自中央即応集団司令部の堀切光彦副指令官が「日報が（公開対象から）外れることが望ましい」という思惑を持っており、「日報は行政文書の体をなしていない」という「理屈」を持ち出し、開示対象から外すように部下に「指導」したことが端緒となり、その後、同司令部の幹部が陸上幕僚監部と協議し、日報を「個人資料」と

して開示対象外とすることを決定したのである。この過程では、黒江哲郎防衛事務次官が岡部俊哉陸上幕僚長に対して、「陸上自衛隊にあったのは、（開示対象外の）個人データ」として対外的に説明する必要はないとの方針を伝えていた。

またその次の開示請求に対しても、「すでに廃棄され不存在」として不開示とした。その後、2016年12月の時点でも陸上自衛隊内の電子掲示板に日報データが残っており、多数の隊員がダウンロードして保管していたことから、牛島築陸上幕僚監部運用支援・情報部長は同年12月13日に「掲示板の適切な管理」を指示し、統合幕僚監部で見つかった日報データが公表された直後の2017年2月8日にも「適切な文書管理」を依頼した。かかる牛島氏の意向を受けて、不開示決定の理由に実態を合わせるように、日報データが次々に削除された。もともと、2017年3月31日の段階でも、陸上自衛隊内で29人が日報を保有しており（2017年7月30日、しんぶん赤旗）、「すでに廃棄され不存在」との理由が虚偽であったことも明らかになっている。

このように事実を曲げてでも、陸上自衛隊幹部が「情報公開の対象から日報が外れることが望ましい」と考えたのは、日報に書かれていた南スーダンの治安情勢は、紛争当事者間の停戦合意など派遣条件を定めた「PKO参加5原則」を満たしていない可能性が高かったからだと言われている（2017年7月29日、朝日新聞朝刊）。

(3) 他方で稲田大臣の関与については、不十分な調査にとどまっている。

2017年2月13日と15日の防衛省内の幹部会議で、稲田大臣は日報データの存在があったことを陸上自衛隊から伝えられ「明日なんて答えよう」と発言したとされており、そのような「防衛省幹部の手書きメモ」があったことが報じられているが、監察結果ではそのようなメモについては触れられていない。そして、両会議で、「データの存在についても何らかの発言があった可能性は否定できない」としつつも、「日報データの存在を示す書面を用いた報告がなされた事実や、非公表の了承を求める報告がなされた事実はなかった」と結論付けられている（2017年8月10日、朝日新聞朝刊及び夕刊）。

3 イラク派兵の日報の「発見」

(1) 2018年4月には、防衛省が一貫して不存在と主張してきた陸上自衛隊イラク派遣部隊の日報が、陸上幕僚監部衛生部と陸自研究本部に保管されていたことが判明した（2018年4月3日、北海道新聞朝刊、同日、朝日新聞朝刊）。

イラク派遣時の日報については、2016年2月の衆議院予算委員会

で、野党議員からその存在を問われて、当時の稲田朋美防衛大臣が「確認をしたが、見つけることはできなかった」と答弁をしていたものである（2018年4月3日、朝日新聞朝刊）。

稲田大臣はその答弁後、事務方にイラク派遣の日報を探索するように指示をし、これに対して陸上自衛隊研究本部は一旦「保管していない」と回答したが、2016年3月27日に同本部の外付けハードディスクからイラクの日報が発見され、少なくとも同本部の教訓課長以下数人が日報の存在を認知していた（2018年4月5日、朝日新聞朝刊）。

にもかかわらず、統合幕僚監部を通じて小野寺防衛大臣に報告するまで1年以上も経過していたのである。また、イラク派遣の日報は、内部調査の結果、航空自衛隊の航空幕僚監部運用支援・情報部でも保管されていたことが判明している（2018年4月6日及び7日、朝日新聞朝刊）。さらに、4月10日には陸上幕僚監部防衛協力課で2日分の日報が（2018年4月11日、朝日新聞朝刊）、4月23日には陸上自衛隊研究本部で34日分の日報が（2018年4月24日、しんぶん赤旗）、それぞれ確認された。

- (2) 陸上自衛隊による2004年から2006年のイラクでの活動は、2008年に自衛隊が部内向けにまとめた「イラク復興支援活動行動史」で、第1次支援群の番匠幸一郎郡長が「純然たる軍事作戦」と振り返るほど緊迫したものであった（2018年4月3日、北海道新聞朝刊、2018年4月17日、朝日新聞朝刊）。
- (3) 防衛省が公表した日報は、延べ435日分、1万4929頁にのぼるが、これは2年半あまりの派遣期間の約45%にすぎない。また、宿営地にロケット弾が着弾した2004年10月22日や宿営地で大きな爆発音が起きたことがわかっている2004年10月31日の日報、宿営地が砲撃を受けた2005年7月4日の日報が欠落しているうえ、陸自の爆弾被害などの重要な点については黒塗りも多い（2018年4月17日、北海道新聞朝刊、2018年4月17日及び18日、朝日新聞朝刊）。

開示された2005年6月23日の日報には自衛隊の車列の近くで爆発が起き、爆風で車両が損壊している写真が載せられているほか、同年7月5日には前日の7月4日に「付近にロケット弾着弾。連続発生の可能性は否定できず」との記載があった（2018年4月17日、朝日新聞朝刊）。また、2006年1月22日分には、サマワの治安情勢分析として、英軍のパトロールに反感を持った地元民兵が射撃し始めたことに端を発して「戦闘が拡大」との記載がなされていた（2018年4月

17日、北海道新聞朝刊)。

4 南スーダンの日報の「発見」

防衛相が存在しないとしていたイラク派遣当時の日報が「発見」された2018年4月、南スーダンの日報も新たに「発見」されている。

新たに、2012年7月16日～2017年5月24日の一部が、陸上自衛隊情報本部で見つかったという(2014年4月10日、北海道新聞朝刊、2018年4月10日、朝日新聞朝刊)。これらの日報は情報本部の分析部及び画像・地理部の共有フォルダー内にあったが、電子ファイルのタイトルに「注意」「日報」などと明示され、気付いていた職員がある可能性があり、防衛省では報告されなかった経緯が調べられている(2018年4月11日、朝日新聞朝刊)。

さらに、南スーダンの日報は、内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部の合計7部署で新たに「発見」されている(2018年4月11日、朝日新聞夕刊)。

5 統合幕僚長の説明の迷走

南スーダンの日報を巡っては、河野克俊統合幕僚長が2017年1月27日に辰巳昌良統幕統括官から日報の存在について報告を受け、「個人データなので情報公開の対象ではない」との説明を了承していたと記者会見で説明していたが(2018年4月13日、朝日新聞朝刊)、記者会見の翌日に、「確証がなく、撤回する」「(報告を受けたか)覚えていない」などと一夜にして認識・説明を変えた(2018年4月14日、朝日新聞朝刊)。

6 動画の開示

防衛省は、2017年9月に「存在しない」として情報公開請求に対して不開示としていた動画について、2018年2月になって存在を認めた。

動画の情報公開請求をしていたジャーナリストが不開示決定に対して審査請求をし、撮影状況などを詳しく指定して動画の開示請求をしたのに対して、防衛省が開示したものであり、開示されたのは戦闘後の2016年7月14日に隊員らが宿営地の状況を調べに入る前とみられる様子を撮影した3秒の動画のみであった(2018年5月11日、朝日新聞朝刊)。

7 小括

以上から、防衛省・自衛隊が南スーダンの日報を組織的に隠蔽してきたことは明らかであり、責任ある地位の者において南スーダンの現地情勢や派遣部隊の実情について主権者国民に対して説明責任を果たすことは全く期待できない。

PKO参加5原則の要件充足性を判断するためにマスキングを除去した日報の提出が不可欠であることはこれまで述べたところであるが、隠蔽体質

の強い防衛省・自衛隊に任せていては、事実は明らかになることはない。

民主主義国家において司法権をつかさどる裁判所においては、被告に対して、マスキングを除去した日報を提出するよう文書提出命令を出さなければならない。

第6 派遣自衛官の自殺

- 1 南スーダンPKOに派遣された自衛官のうち、2人が帰国後に自殺し、1人が傷病により死亡した（2018年3月17日、しんぶん赤旗）。

また、2012年2月から2017年5月までの間に、不眠などの症状のある者を含む「精神・行動障害」に該当した自衛官の延べ人数は初診78人、再診127人であった。

これらの者については、第2-2(2)で述べた通り、「帰国後の回復が順調に行われなければ、メンタル不調者（抑うつ傾向から自殺）の発生も予想される」のである。

- 2 小括

このように派遣された自衛官には既に実害が生じている。南スーダンには、精強な自衛官が自ら死を選ぶような精神的不調に陥った原因があったのである。

それは①紛争当事者間の停戦の合意が守られておらず内戦が続き、まさに戦場といえる場所での活動を余儀なくされたことに他ならない。

第7 まとめ

以上から、日本政府は南スーダンにおいて停戦合意が破綻し内戦が継続し、PKO参加5原則を満たしていないことは認識しながら、撤収をすることなくPKO派遣を継続したのである。

その結果、2016年7月のジュバクライシスでは、北海道から派遣された隊員が、いつ命を落としてもおかしくない、まさに戦場としか言いようがない状態に置かれたのである。

ここで南スーダンへのPKO派遣について憲法違反の判断がなされなければ、日本政府はPKO派遣の憲法適合性を検討することなく懲りずに自衛隊員を再び戦場としか言えない外国へ派遣し、安保法制に基づく新任務により「他国と連携した戦闘を伴う任務遂行」をさせてしまいかねない。そうすれば、自衛隊員が命を落とす可能性も飛躍的に高まるのである。

これから先、自衛隊員がPKO派遣で命を落とすことになるのか否か、この裁判所が違憲の判断をするかどうかにかかっているとって過言ではない。

裁判所においては、マスクングを除去した日報を提出するよう文書提出命令を出し、事実を認定したうえ、南スーダンへのPKO派遣は憲法違反であるとの判断をすることが求められる。

以上